

大穴小学校市民図書室開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市図書館管理運営要綱（平成28年7月1日制定）第13条の規定に基づく大穴小学校の第2図書室（以下「市民図書室」という。）の開放について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、市民図書室を学校教育に支障のない範囲内において学習機会の場として開放することにより、地域住民の生涯学習の振興に資することを目的とする。

(管理)

第3条 市民図書室の管理運営は、教育委員会が行う。

(開放日時)

第4条 市民図書室を開放する日時は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開放日	開放時間
水曜日、土曜日及び日曜日	午前10時から午後4時まで

(開放の中止)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに開放日が該当するときは、市民図書室の開放を中止することができる。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 図書室資料の整理に特に要する期間として、年1回教育委員会が定める期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、開放を中止する必要があると判断したとき。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。